

社会福祉法人名張育成会 役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人名張育成会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任解任委員・第三者委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等及び評議員選任解任委員・第三者委員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。

(3) 評議員選任解任委員については、報酬を支給する。

(4) 第三者委員については、報酬を支給する。

2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料、旅費雑費）を支給する。

(3) 賞与については、別表第2に定める額

(4) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

(5) 通勤手当については、名張育成会 給与規則の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料、旅費雑費）を支給する。

(3) 退職慰労金については、別表5に定める算式により算出される額

(4) 交通費については、実費を支給する。

(評議員選任解任委員の報酬等の算定)

第5条 評議員選任解任委員の報酬は、当法人の評議員選任解任委員が、当法人の職員でない場合において、評議員選任解任委員を対象とする。

(1) 報酬については、別表7に定める額

(2) 交通費については、実費を支給する。

(第三者委員の報酬の算定)

第6条 第三者委員の報酬は、当法人が経営する事業所の第三者委員を対象とする。

(1) 報酬については、別表8に定める額

(2) 交通費については、実費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、別表6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、名張育成会給与規則に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、4月1日から翌年3月31日の間に当該会議等に出席した日に別表4の報酬日額を乗じたその全額を年度の末にその非常勤役員等が指定する銀行その他金融機関の口座への振込により支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日

数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規則は、平成29年7月31日より施行する。

ただし、この規則の施行をもって「社会福祉法人名張育成会役員及び評議員の報酬等に関する規則」は廃止する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 50万円
常務理事	月額 40万円
理事	月額 30万円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2か月
12月の賞与	報酬月額×2か月

別表3 (常勤役員等の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額	交通費
評議員会への出席	10,000円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実費

(2) 理事

	日額	交通費
理事会等会議への出席	10,000円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実費

(3) 監事

	日額	交通費
監事監査への出席	20,000円	実費
理事会・評議委員会への出席	10,000円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実費

別表5（非常勤役員等の退職慰労金算定式）

評議員	30,000円×在任年数
理事	50,000円×在任年数
理事長	150,000円×在任年数
監事	50,000円×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表6（法人職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 50,000円
常務理事	月額 30,000円

別表7（評議員選任解任委員の報酬）

	報酬額	交通費
評議員選任解任委員	1回5,000円	実費

※会議出席の都度、現金にて支給する。

別表8（第三者委員の報酬）

	報酬額	交通費
第三者委員	1回5,000円	実費

※会議等出席の都度、現金にて支給する。